

三次市告示第187号

三次市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年6月3日

三次市長 増田和俊

三次市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三次市公共施設等総合管理計画の策定に当たり、必要事項を検討することを目的に、識見を有する者等の意見を聴くため、三次市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の任務)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる事項について、それぞれの立場から市長に意見を述べる。

- (1) 三次市公共施設等総合管理計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が終了した日までとする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市長は、次に掲げる場合に、委員による会議を招集するものとする。

(1) 委員の間の意見交換その他委員の有する識見の活用のため市長が必要があると認めるとき。

(2) 委員長から会議の開催の求めがあったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財産管理課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月3日から施行する。